

◎東京運輸支局長運行管理者表彰

- [表彰の範囲] (1)貨物自動車運送関係事業の運行管理者として10年以上にわたり当該業務に精励し、運行管理者の業務を適確に実施しており、勤務状態が優良である者(連続した10年でなくても推薦可・同一事業者で無くても推薦可)
- (2)前項に該当する者で、平成27年4月1日を起算日として、次にあげる欠格事由が無い者
- ①運転者による道交法第108条の34により通報のあった事故及び違反について、運行管理上最も責任のある者
- ②運転者が明らかに第一当事者となる自動車事故報告規則第2条に規定する事故について、運行管理上最も責任のある者
- ※責任のある者とは、運行開始時の点呼や指示を行った者、自動車事故報告書の運行管理者欄に記載されている者を指す
- ③運行管理者資格証の返納処分等を受けた者又は受けるおそれのある者
- ④当該営業所が行政処分等を受けた場合、又は受けるおそれがある場合
- ⑤過去5年間にわたり無事故無違反であり、刑罰等が無い者
- [表彰期日] 11月
- [提出期日] **8月28日(金)必着**
- [提出書類] ① 功績調書(別紙1参照)
- ② 履歴書(別紙2参照)
- ③ 事業主の証明書(別紙3参照)
- ④ 自認書(別紙4参照)
- ⑤ 無事故無違反証明書(自動車安全運転センターより取得)
- ⑥ 5年間の運転記録証明書(自動車安全運転センターより取得)
- ※運転免許証をお持ちでない方は、書類提出時にその旨お伝えください。
- ⑦ 運行管理者等指導講習(一般講習)修了証明印(手帳)の写し
- (提出書類①～④の書式は東ト協ホームページよりダウンロード可能)
- [提出部数] **各1部**
- (A4判、横書き(裏白)、クリップ止め(ホチキスで綴じないこと)、ワープロ印刷)
- [注意事項] 1. 東京都内の営業所に勤務している者に限る
2. 他の部門(運転者・従事者等)で東京運輸支局長の表彰を受けていない者
3. 推薦は、1社につき1名と致します

◎東京運輸支局長整備管理者表彰

- 〔表彰の範囲〕 (1)貨物自動車運送関係事業の整備管理者として10年以上にわたり当該業務に精励し、整備管理者の業務を適確に実施しており、勤務状態が優良である者。ただし、直近5年間は同一事業所に継続して勤務していること。
(連続した10年で無くても推薦可)
- (2)前項に該当する者で、平成27年4月1日を起算日として、次にあげる欠格事由が無い者
- ①運転者による道交法第108条の34により通報のあった事故(自動車の装置の故障が主たる原因であるものに限る)について整備管理上最も責任のある者
- ②自動車事故報告規則第2条第11号及び第12号に規定する事故(点検整備の実施方法等が不適切であった場合に限る)について、整備管理上最も責任のある者
- ※責任のある者とは、当該車両の当該運行開始時における運行可否決定を行った者、又は当該事故車両の事故直前の日常点検を実施した者として日常点検表の整備管理者欄に記入されている者を指す。
- ③整備管理者の解任処分を受けた者又は受けるおそれのある者
- ④当該営業所が行政処分等を受けた場合、又は受けるおそれがある場合
- ⑤過去5年間にわたり無事故無違反であり、刑罰等が無い者
- 〔表彰期日〕 11月
- 〔提出期日〕 8月28日(金)必着
- 〔提出書類〕 ① 功績調書(別紙5参照)
② 履歴書(別紙2参照)
③ 事業主の証明書(別紙6参照)
④ 自認書(別紙4参照)
⑤ 無事故無違反証明書(自動車安全運転センターより取得)
⑥ 5年間の運転記録証明書(自動車安全運転センターより取得)
※運転免許証をお持ちでない方は、書類提出時にその旨お伝えください。
⑦ 整備管理者研修(選任後)修了証明印(手帳)の写し
- (提出書類①～④の書式は東ト協ホームページよりダウンロード可能)
- 〔提出部数〕 **各1部**
(A4判、横書き(裏白)、クリップ止め(ホチキスで綴じないこと)、ワープロ印刷)
- 〔注意事項〕 1. 東京都内の営業所に勤務している者に限る
2. 他の部門(運転者・従事者等)で東京運輸支局長の表彰を受けていない者
3. 推薦は、1社につき1名と致します